

NISHI-KAMAKURA AUTUMN REPORTS 2024

西鎌倉 だより

西鎌倉住宅地自治会報 第**453**号

2024(令和6)年 11月発行

2024
秋

副会長挨拶

臨時総会報告

防災部

防犯部

環境衛生部

文化部

広報部

自治会館管理委員会

西鎌倉福寿会

西鎌倉あいあいの会

たすけあいサロン

西鎌倉住宅地子ども会

副会長挨拶

2024(令和6)年度副会長

大野 史樹

朝晩とめっきり涼しくなり、まもなく冬が訪れるのを肌で感じる季節となりましたが、西鎌倉住宅地自治会の住民の皆様におかれましては、いかがお過ごしでしょうか。

まず初めに、重要なお報告です。唐突ではございますが、この度、小西会長がご家庭の事情により会長職を遂行する事が難しい状況となりました。そこで、会則第12条-2に則りまして、副会長3名が各業務を分担し、会長職を補う形で業務を遂行する事となりました。とは言え、全ての業務を3人で担当するのでは、会員の皆様が困惑する可能性がありますし、対外的にも分かりにくい体制となるため、私が主たる会長代行者として活動する事となりました。至らぬことも多々あると思いますが、引き続きご支援ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

さて、早いもので今年度も半年が経過いたしました。振り返ってみれば、上半期の6か

月は新しい名簿の作成と、臨時総会の準備に追われ、あっという間に過ぎた気がしております。皆様におかれましても急な話で、よく分からないまま名簿の登録をし、臨時総会に投票されたかと思います。そこで、改めて臨時総会に至るまでの経緯を簡単に説明します。

話は4月に遡りますが、例年通り通常総会にて6議案とも可決され、令和6年度役員に引き継ぎました。しかし、4月の総会に使用された書面表決書に問題があると市役所より指摘を受けました。具体的には、未提出の書面表決書を賛成票として扱うことは出来ず、未提出の書面表決書により賛成過半数となっている場合は、その決議は可決決議に該当せず、無効であるとの内容でした。また、今まで会員名簿を世帯主単位で作成しておりましたが、その世帯数(会員数)ですと、西鎌倉住民の過半数に達しておらず、こ

ちらも是正が必要であることがわかりました。そのため、新たに個人単位での会員名簿を作成し、総会のやり直しを行うことになり、先日の臨時総会開催に至っております。

皆様のご協力により、3,200名を超える会員登録をしていただき、西鎌倉住民の過半数を超える会員名簿を作成することが出来ました。また、臨時総会においても、会員の過半数を超える書面表決書をご提出いただき、無事に6議案とも再可決に至りました。

今回は、総会のやり直しという前例のない課題に直面し、我々役員も何がどうなっているのか、何をすれば良いのか、どのようにしたら良いのか、試行錯誤で進めてまいりましたが、住民の皆様及び役員の方々、多くの関係者のご協力を賜り何とか臨時総会を無事に終えることができました。改めまして御礼申し上げます。任期も残り半年ですが皆様のお役に立てる様、精一杯頑張る所存でござ

います。引き続きよろしくお願い申し上げます。

残りの任期は半年となりましたが、会長代行としては始まったばかりです。まだ右も左も良くわからない状況ではありますが、出来る限りの職務は遂行していく所存です。住民の皆様からのご意見、ご要望がございましたら、私宛、各地区長宛、各部長宛、または自治会館に設置されております『声』BOXにご連絡頂きます様お願い致します。自治会です所以对応不可の案件もありますが、対応可能な案件は誠心誠意対応をさせていただきます。

最後に、初めて自治会の役員を経験した事で、この西鎌倉に対する思いがより一層強くなりました。まだ役員等をご経験されていない方々は、ぜひ一度に役員になられて、自治会の活動にご参加頂けたらと思います。

臨時総会報告

2024(令和6)年度副会長

大野 史樹

令和6年度(2024年度)第58回(2)臨時総会について、下記の通りご報告させていただきます。

日時： 令和6年9月29日(日)
14時00分～15時20分
場所： 西鎌倉自治会館

議事の経過の概要及びその結果：

◆議長に、大野史樹(副会長／新名簿整備委員長)が選出された。また、議事録署名者に、木原伸雄(総務部長)及び川田利恵美(総務部理事)が選任された。

◆臨時総会招集の経緯の説明(大野副会長／新名簿整備委員長)

名簿作成に、ご協力いただきましてありがとうございました。3,200名を超える会員の登録をいただき、西鎌倉住民の過半数を超える会員名簿を作成することが出来ました。

臨時総会に至るまでの経緯を簡単に説明します。

4月に例年通り通常総会にて6議案とも可決され、令和6年度役員に引き継ぎましたが、市役所より4月の総会時に使用された書面表決書に問題があると指摘を受けました。未提出の書面表決書を賛成票として扱うことは出来ず、未提出の書面表決書が過半数を超えている場合には、その決議は可決決議に該当せず、無効であると。

また、今まで会員管理を世帯主単位で行っていましたが、その会員数だと西鎌倉住民の過半数に達していないことがわかりました。

そのため、今回新名簿を作成し、総会の

やり直しを行うことになりました。本来なら、自治会運営を正しく是正するには過去数年さかのぼる必要がありますが、市役所との話し合いの結果、令和6年度の自治会運営から正常化するのであれば過去は問題にしないということで今日の臨時総会に至っています。皆様のご協力を頂ければと思います。

◆会員の現在数の報告

会員数： 3,279名(9/28日時点)

西鎌倉住民数：3,684名

(9/1日時点 鎌倉市HP参照)

会員数は地域住民の半数を超えることを確認した。

◆議事事項の確認

第1号議案：2023年度事業報告(会長総括・各委員会報告・各部報告)

第2号議案：2023年度決算報告・監査報告

第3号議案：2024年度事業計画案

第4号議案：2024年度予算案

第5号議案：「西鎌倉自主まちづくり計画」策定に向けた検討の中止

第6号議案：2024年度役員選出

各号議案は総会特集号にて掲載済みのため、詳細な説明を省略した。

◆書面表決書にて提出された意見等に対する答申

議長が、疑義答申書(別紙1 令和6年度 臨時総会の疑義答申について)のご意見及び回答の1から11までを読み上げ、書面表決書にて提出された意見とそれに対する回答を説明した。

◆出席した会員数の確認

会員数： 3,279名(2024年9月28日時点)

書面表決書数：2,288名分

会場出席者： 29名(別紙2 会場参加者*：
全員が書面表決書を提出済み)

会員の半数以上が書面表決書の提出をもって参加していることを確認した。

◆書面表決数と各号議案に対する表決集計
結果の報告(表1)

◆答申を踏まえて会場で表決を変更した数
各号とも 0名

◆令和6年度(2024年度)西鎌倉住宅地自治
会総会議決結果

第1号議案から第6号議案において、参加会
員の過半数の賛成をもって可決された。

◆質疑応答

①予算案は総会特集450号に掲載されてい
る内容そのままですか。会員増に伴い数字
が変わるのではないですか。

→回答(木原総務部長) 今回の臨時総会

は4月の通常総会のやり直しということで議
案内容も同じです。

→補足(金川副会長) 予算案とは年度当初
に立てた計画であり、期中の会員増減等によ
る予算案との差は決算に反映されます。

②地区割がよく分からない。地図で仕分け
たものがあると助かる

→回答(大野副会長／新名簿整備委員長)
自治会報の総会特集に、地区、ブロックが対
応する住所の範囲を掲載しています。ここで
はブロックは住居表示の番と同じです。以後
は、この対応がわかりやすいよう、掲載方法
を検討します。

③現在会費は世帯主単位で集金していますが、
今後は新名簿単位(0歳～)で集金するの
ですか。

→回答(金川副会長) 現行の会則では、会
員の単位を個人、運営の単位を世帯として
います。会費の徴収は運営の単位ごとに徴
収しており、現時点でこれを変更する考えは
ありません。

◆その他連絡事項

(なし)

表1: 表決結果

議案		賛成	反対	棄権
第1号議案	2023年度事業報告	2,281	6	0
第2号議案	2023年度決算報告	2,281	6	0
第3号議案	2024年度事業計画案	2,281	6	0
第4号議案	2024年度予算案	2,277	10	0
第5号議案	「西鎌倉自主まちづくり計画」 策定に向けた検討の中止	2,264	13	2
第6号議案	2024年度役員選任	2,279	5	0

別紙1 令和6年度 臨時総会の疑義答申について

西鎌倉住宅地自治会 会員各位

西鎌倉住宅地自治会会長 小西 正
前会長 海老坪 昌司

令和6年度 臨時総会の疑義答申について

今般、令和6年度 臨時総会 議案等に対して、21件のご意見等をいただきました。これについて、議題ごとにまとめて回答いたします。また、ご質問等が複数の議案にまたがる場合は、分割して枝番号を付けました。

なお、いただきましたご意見等は、原文のまま掲載いたしました。

第1号議案 2023年(令和5年)度 事業報告 に関するご意見等

ご意見 1

令和5年度の監事による監査業務の範囲について質問します。

- ① 西鎌倉住宅地自治会会則(以下、「会則」という)第12条(役員の職務)第7項に規定された監事の職務には、「③財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは会則に違反し、又は著しく不当な事項があると認めえる時は、総会に報告すること」があります。7月7日付け「会員名簿再整備へのご協力と自治会加入のお願い」には、令和6年4月の定期総会において、第6号議案(2024年度 役員選任)の採決方法が、法令(地方自治法第260条の18)にしたがっていなかったこと、法令(地方自治法第260条の4第2項)に準拠した会員名簿が備え置かれていなかったこと、が説明されています。令和5年度の監事監査では、法令に照らしてこれらの業務執行の監査が行われたかをご説明ください。
- ② ①において、監査が行われた場合、法令にしたがっていなかった点を指摘しましたか。指摘しなかったのであれば、その理由をご説明ください。
- ③ ①において、監査が行われていなかった場合、第1号議案(令和5年度 事業報告)は、会則第36条(事業報告及び収支決算)に規定された監事の監査を経た上で総会に提出されたかをご説明ください。
- ④ ①の再発を防止するために、どのような措置がとられたかをご説明ください。

➡ 回答 1

令和5年度監事より、次のとおり回答がありました。

- ① 令和5年度の監事3名は、交代で自治会役員会に出席しておりました。毎回、議事を傍聴することで、業務執行の状況を確認していたと理解しています。予算については、2024年4月6日に自治会館において監事3名が会計担当役員から年間の予算執行状況の説明を受けました。
- ② 第6号議案(2024年度 役員選任)の採決方法について承知していましたが、法令に抵触するという認識はありませんでした。また、法令(地方自治法第260条の4第2項)に準拠した会員名簿の備え置きが必要であることは承知しておらず、従って備置の有無の確認はしていません。
- ④ 再発防止措置は取っていません。
当自治会では、役員を持ち回りで分担し、その任期が原則的に1年であることから、監事を含む役員に十分な知識と経験が蓄積されにくい仕組みです。再発防止措置の案としては、会則第14

条に定めた相談役として、関係法令や会計、監査の有識者である会員を積極的に採用することで、持ち回り役員の知識や経験を補えると考えています。また、これまで以上に鎌倉市の担当課との連携を強化し、積極的に助言を仰ぐことで、関係法令や会計基準からの逸脱を防止できると考えています。これらの措置に実効性がみられなければ、自治会会則の第11条(役員の選任)及び第13条(役員の任期)の改定も視野に入れ、今後の検討課題としたい考えです。

現在、鎌倉市内には、178団体の自治会・町内会があり、このうち29団体が認可地縁団体で、その役員の選任や運営の方法は、団体によって様々です。鎌倉市の担当課に助言を仰ぎながら、これらの団体の運営方法を参考にし、西鎌倉住宅地の住民特性に沿った運営ができるよう、柔軟に対応したいと考えています。

ご意見 2-1

実施いただいた部分については感謝申し上げます。但し、計画通りにいかなかった事、悪い点も報告すべきではないでしょうか。

➡ 回答 2-1

令和5年度の事業報告は、概ね年度当初の事業計画(総会特集 西鎌倉住宅地自治会報 第446号 12～14ページ)どおりで、ご懸念のような大きな計画変更はありませんでした。単年度で完了しない事業や、令和5年度に見つかった課題等については、令和6年度の事業計画(総会特集 西鎌倉住宅地自治会報 第450号 12～14ページ)に反映させ、次年度以降に引き継ぎましたので、令和6年度の事業計画を併せてご覧ください。

また、各事業の実施中に生じた問題等につきましては、事業報告書の紙面の都合により、その全てを掲載することが難しいために割愛しました。これらにつきましては、役員会をはじめ、各委員会、専門部会の議事録に記録し、自治会館内に設置した自治会事務所に保管してあります。閲覧のご希望がございましたら、自治会館管理人までお申し出ください。

第2号議案 2023年(令和5年)度 西鎌倉住宅地自治会一般会計 決算報告 に関する ご意見等

ご意見2-2

R5、R6とも赤字部分の理由を説明すべき

➡ 回答2-2

ご質問の「赤字部分」とは、令和5年度決算報告及び令和6年度予算案に記載された「△」を指すと推察します。各年度の予算は、前年度の執行状況や前々年度の決算報告等を参考に編成しますが、物価変動や偶発的な備品等の故障や破損などの外部要因、事業計画の見直しや購買先の変更等による内部要因など、複数の要因が絡んで予算と決算に差額を生じることが避けられません。その予決差額の原因が単純なものについて、令和5年度決算報告の備考欄に理由を記載しています。

また、令和6年度予算案の「△」は赤字ではなく、前年度予算からの減額を示すものです。こちらも備考欄にその理由を記載しています。

ご意見 3

決算及び監査は、会計年度終了日(2024年3月31日)後に実施されるものと考えますので、会報発行日(2024年3月8日発行)時点での決議には反対します。

→ 回答 3

ご指摘のとおり、令和5年度の決算報告書(総会特集 西鎌倉住宅地自治会報 第450号 7～8ページ)は会報発行時点の見込み、監査報告書(総会特集 西鎌倉住宅地自治会報 第450号 11ページ)は2月10日付けです。それぞれ事業年度／会計年度の末日(2024年3月31日)以降に更新しましたので、臨時総会の開催にあたり、最新の資料に差し替えたうえで附議すべきでしたことをお詫びいたします。

本紙の付録に、総会特集発行後に変更があった項目を色付きで表示した、令和5年度 西鎌倉住宅地自治会一般会計 決算報告(2023年4月1日～2024年3月31日)(資料1*)及び4月6日付け 2023年(令和5年)度 監査報告書(資料2*)を添付しましたのでご確認ください。

第3号議案 2024年(令和6年)度 事業計画 に関するご意見等

ご意見等はございませんでした。

第4号議案 2024年(令和6年)度 西鎌倉住宅地自治会一般会計 予算案 に関するご意見等

ご意見 4

自治会の活動を支えていらっしゃる役員のみなさま、ご苦労様です。議案、報告事案についていくつか気になる点を以下の通りご報告申し上げます。ご対応は役員にお任せいたします。

1. 防犯カメラ、消火器などのリスクへの対策費は必要だと思います。
2. 行事費は、令和5年度が期初予算110,000円に対して+59,384円超過した169,384円が実績として報告されています。一方、令和6年度の予算は前期予算を+60,000円上回る200,000円とされています。コロナ前の実績を振り返ると、平成29年度の決算見込み額が106,264円、平成30年度の見込み額が195,259円(含む運動会 Tシャツ53,806円)となっています。これらと比較してもいくぶん過大な予算額だと思います。予算見積り内訳についての詳細説明が必要だと思います。
3. 自治会館の予算について、収入は令和5年度の709,490円に対して令和6年度の予算は800,000円と微増です。費用部分は令和5年度が1,384,351円の実績見込みにも拘わらず、1,417,000円と増やしています。最低賃金の引上げの影響とは示されていますが、減らすための工夫は必要ではないかと思います。あるいは費用の増加を前提とするならば、稼働率のアップ、あるいは利用料の引上げなどを考慮頂くことも必要ではないかと思います。

→ 回答 4

1. 防犯カメラの保守管理や機材等の更新にかかる費用は、防犯部の予算とは別に、設備更新積立金会計に計上しています。今年度は、2024年(令和6年)度 事業計画(総会特集 西鎌倉住宅地自治会報 第450号 12ページ)のとおり、防犯カメラの内蔵部品交換を計画しており、この費用として957,000円を計上しています。また、防犯カメラの偶発的な故障や破損に備え、特定動産保険(保険金額300万円、新価保険特約)を付保しています。この保険料(51,210円)は、自治会館の建物および設備等に対する火災保険と併せて契約する都合上、自治会館管理委員会予算の

会館保険料に計上しています。

消火器の更新等にかかる費用は、防災部予算の防災資機材購入及び修繕費に計上しています。

2. ご質問の令和6年度文化部予算の行事費の増額については、西鎌倉だより 2024春夏号(西鎌倉住宅地自治会報 第451号)の5～6ページにて詳細に説明していますので、ここでは割愛します。
3. ご指摘のとおり、自治会館の運用にあたっては、稼働率の向上を図り、必要に応じて利用料の見直しを行うべきと考えます。しかし、現在は、自治会全体の収支がひっ迫している状況になく、稼働率の向上や利用料の改定が収支の改善に有効であるか分析調査を始めたところですので、直ちに改定する時期ではないと判断しています。

令和5年度以前から、自治会館の運用にあたって、利用予約、利用料の徴収、利用実績等を記録していますが、稼働率を算出できる形式ではありませんでした。これに対して、令和6年6月分から1時間単位で利用実績がわかる記録様式を改め、稼働率を算出して月別推移をモニタしております。さらに10月分からは予約及び料金徴収も連動させて15分単位とすることで、自治会館の空き時間を有効に活用するための仕組みを整えつつあるところです。

また、福寿会(西鎌倉住宅地の老人会)、西鎌倉住宅地子ども会など、西鎌倉地域で活動する各種団体や近隣住民の代表者の方々と、月次の自治会館管理委員会を開催し、自治会館の利用者のニーズに沿った環境整備のための改修・補修工事を進めています。なお、これらの工事費用を圧縮するため、複数の業者に見積もりを依頼し、保守管理等を含めた長期的な視点で業者や工事内容を選定したうえで、工事費用の半額を助成する鎌倉市の事業に申請して、採択された場合に実施しています。

さらに、環境整備に加え、積極的に自治会館を活用する自治会事業や委員会企画の必要も感じています。令和6年度は、コロナ禍により中断していた夏祭りを再開しました。一方で、自治会が認可地縁団体として固定資産税や法人住民税／法人事業税の減免等の優遇や鎌倉市からの助成金を受け続けるには、物品販売業など、法人税法施行令第5条で規定する収益事業34業種を行うことができません。このため、自治会が主体となる事業や企画によって、自治会館の運用収支を改善することは極めて難しいことをご理解ください。

ご意見 5

- ① リサイクルステーションのメンテナンス費用は、自治会負担でもよいのではないか？ 次年度繰越金が5,500,000円を超える規模なので、もっと積極的に考えて欲しいし、昔から住んでる住民の記憶では、現リサイクルステーションも自治会で用意した筈。ちゃんと過去の西鎌倉だよりを調査してプロセスを含めてメンテの体制整備を考えてほしい。
- ② 繰越金が550万円超になっているが、これはある面、自治会の不作為の結果なのでは？ 災害のための積立金などが含まれているのであれば、項目として独立させるべき。
- ③ ①に関連するが、そもそも環境衛生部にリサイクルステーションのメンテナンスという項目、考慮が抜けている。設置の時を考えれば、環境衛生部の担当であり、それなりの予算をつけるべき。過去、設置の時の内容は西鎌倉だよりに記載している。

➡ 回答 5

- ①③西鎌倉住宅地内のクリーン(リサイクル)ステーションは、利用者世帯で折半するなどして購入し、設置したものであり、その費用を自治会が補助した事実はありません。クリーンステーションの設

置にかかる自治会環境衛生部の役割は、設置者住民から市への設置報告を仲介することです。このほか、環境衛生部の役員から廃棄物減量化等推進員を指名し、鎌倉市が提供するゴミ問題に関する情報を自治会会員に周知して、ごみ3R活動などの啓蒙を行う役割があります。ご指摘のリサイクルステーションのメンテナンスについて、自治会は関与しませんので、利用者間で相談の上、ご対応ください。

- ② ご指摘のとおり、550万円を超える一般会計の繰越金は過剰と思われます。現時点でこの使途について具体的な計画はありませんが、築年数が15年を超えた自治会館の基礎の点検、モルタル外壁やスレート屋根の大規模補修、老朽化が進んだ5か所の自治会掲示板の更新などが候補に挙げられます。このような単年度予算で賄えない大規模な補修や設備更新に備え、設備更新積立金会計を設置して、一定額を一般会計から積み立てています。今後は、繰越金から積立金会計に移動する金額を柔軟に設定し、一般会計の繰越金を年度予算の半額(200万円)程度となるよう管理します。また、設備更新積立金会計の余剰金が膨らむ場合は、いたずらに資金留保せず、年会費の減免や自治会の目的に沿う新たな使途を検討します。

第5号議案 「西鎌倉自主まちづくり計画」策定に向けた検討の中止 に関するご意見等

ご意見 6-1

西鎌倉まちづくりの発足・検討の中止の内容不明。

ご意見 7

- 「西鎌倉自主まちづくり計画」については、2013年～2017年までの専門部会参加者により骨子は作定されているので、コロナ中の棚上げを反省し、細々として継続すべきと思います。
- 新たなメンバーで「街づくり専門部会」を発足させて、現在の住宅地の実情に見合った新しい「自主まちづくり計画」を検討する、そういう専門委員会があって良いと思います。

ご意見 9

第5号議案について中止することで住民にデメリットがあるように思える。

➡ 回答 6-1、7、9

同主旨のご意見ですのでまとめて回答します。

ご質問の「西鎌倉自主まちづくり計画」策定の経緯や、その検討を中止する理由については、総会特集(西鎌倉住宅地自治会報 第446号)の17ページ及び 西鎌倉だより 2024春夏号(西鎌倉住宅地自治会報 第451号)の6～7ページにて詳細に説明していますので、ここでは割愛します。新たに専門部会を発足するご提案については、役員会の人的リソースの不足や、山積する課題の緊急性・重要性との比較から、継続的な検討が必要ではあるものの、役員会が主体となって直ちに着手する課題ではないと判断しています。新たな専門部会の発足に向けて、会員の志願は歓迎します。

第6号議案 2024年(令和6年)度 役員選任 に関するご意見等

ご意見等はございませんでした。

会員名簿の再整備・臨時総会による表決のやり直し に関するご意見等

ご意見 6-2

地方自治法第260条の2第2項第3号の何に抵触したのですか？ 鎌倉市は何を指摘したのでしょうか？

ご意見 10

まず感じたのは、臨時総会が何故開かれるのかということです。すべての決議が、地方自治法第260条に抵触するので無効とありますが、表決のやり方のどの様な点が違法であったのか良く分かりません。

当自治会は、平成18年に「地縁による団体」として法人格を取得することができました。当時の自治会員とは、世帯主という認識でした。ところが、今回の説明文を読むと、自治会員とは世帯主だけでなく世帯員全員という認識の様です。表決が、世帯主という認識で行ったとしても、違法→無効という判断は疑問です。自治会員の定義を会則上、明確にすることは必要と考えます。

ご意見 12

役員の皆様とても積極的に活動してくださっているのでお体に気をつけてがんばってください。

- ・ 任期を1年に限らず延長できるきまりが出来ればよいと思います
- ・ 参考資料が裏面になっていて提出することになります手元に残る形式がよいです(コピーしました)
- ・ 個人での投票なのか家庭単位なのか？よくわからないので1名のみ記入しました

ご意見 13

2024年度定期総会の表決方法が、地方自治法第260条の2第2項第3号に抵触する→これについてわかりやすく説明をお願いします。

ご意見 14

今回ご案内のあった認可地縁団体申請に伴う「構成員(会員)」名簿の協力については説明不足が否めません。「全住民が対象」「0歳児から」とありますが、規定に書かれた“認可地縁団体の構成員を世帯ではなく個人”としているのは義務ではなく権利であるのにあたかも義務で名前を書かなくてはならないよう受け取れました。自我もない乳幼児にまで評決権を持たせる(実際には民法上の法定代理人の行使 ←この点も書いていない)のは選挙権でさえ18才からなのに、いかがなものかと思います。鎌倉市の手引きQ&AのQ4に書いてあるように、「構成員となる人だけの名簿」であることをしっかり明示していただきたかったです。

ご意見 15

今迄世帯数で数えていたものが人数に変更になったためなのですね。行政上の数え方がそうならば仕方ない話かもしれませんが私個人の意見としては対象は18才以上の成人でもよいのでは？と思います。

➡ 回答 6-2、10、12、13、14、15

同主旨のご意見ですのでまとめて回答します。

まずは、ご意見14にご指摘いただきました、7月8日付けで地区長・ブロック長あてに発出した「新名簿再整備に関するご連絡とお願い」において、名簿への記名が全住民の義務であるかのように受けとられかねない表現があったことについてお詫びいたします。地方自治法第260条の2第2項第3号の条文「その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。」において、「すべての個人」には年齢の定めがないことを噛み砕いて伝える意図で「0歳児から」と表現しましたが、自らの意思を伝えることのできない年齢を例にしたことは不適切でした。

さて、上述のとおり、自治会の構成員となる権利を有する個人には年齢の定めがありません。言い換えると、年齢によって自治会の構成員となる権利を制限してはならないということです。また、年齢にかかわらず、構成員たる資格を有する住民の相当数が会員でなければ、認可地縁団体として認められません。この相当数については、関係法令に明確な記述はないものの、一般に過半数と解釈されています。また、会員が実在することを証明するために、会員名簿にその個人を特定できる情報、少なくとも住所と氏名が記載されていることが鎌倉市から求められています。

次に、当自治会が認可地縁団体に関係する法令に抵触する箇所につきましては、できるだけ平易な用語と表現を用いて、令和6年7月7日付け「会員名簿再整備へのご協力と自治会加入のお願い」裏面の枠囲い「※ 認可地縁団体とは」にて説明していますので、ここでは割愛します。鎌倉市地域のつながり課からの指摘文書を、本紙の付録(付録資料3*)に転載します。併せてご覧ください。

なお、当自治会が法人化した平成18年3月に制定した西鎌倉住宅地自治会会則には、第5条(会員の資格)に、「第3条に定める区域内住所を有する個人は、会員となることが出来る。」と記載し、会員の単位は世帯や家族でなく個人であることが明示されています。

ご意見 11

臨時総会にあって必要と認められる“軽微な事項”は“軽微”なことをどこでだれが決めるのかよく分かりませんが、説明は必要ありません。当方の読み方が悪いのかもしれないので。

➡ 回答 11

軽微な事項又は軽微ではない事項の範囲について、関係法令に明確な記述はありません。認可地縁団体の活動における軽微な事項の範囲については、当該団体が判断するものの、当該団体の認可権者である市町村が、関係法令の解釈を示す行政通知や過去の判例、社会通念等に照らして不適切と判断した場合は、指導を行います。本臨時総会は、令和6年7月7日役員会の承認により発足した新名簿整備委員会が、西鎌倉住宅地自治会施行細則 第7条に則り紙上総会を企画・立案し、会長の決裁を受けた後に、鎌倉市担当課に臨時総会特集号の文面や表決の方法を相談の上で開催するものです。

その他・ご要望等

ご意見 16

防災倉庫内の期限切れになる飲料水と食料品はどのように処分されるのか、西鎌倉だよりに処分の仕方を記載してほしい。(小学校に寄贈し、期限切れ前に給食の一部として提供する etc.)

➡ 回答 16

消費期限間近の食料や飲料水の処分については、サイズや数量、消費期限等を勘案してムダのない利用を計画しています。例えば、期限が近い小さなサイズのペットボトル水は、夏季の熱中症や脱水症状の予防に自治会館にて無償で提供したり、期限切れのペットボトル水は、災害時の生活用水に転用したりする計画があります。

ご意見 17

自分も含め近隣の方々の大半が同世代か80代、90代のご高齢の方々ばかりです。高齢の状況に沿った組織や活動の見直しを先送りすることなく、年々、前年比よりもスリム化の実施を切に願っています。

近隣の自治会の好事例を参考して頂いたり、一案としましては西鎌倉だよりの春夏号・秋冬号・総会特集号の3冊にする等、どうすれば負担を軽減できるかを各部門の皆様でご検討下さいます様、宜しくお願い致します。

➡ 回答 17

自治会の事業内容については、慣習にとらわれることなく、便益と負担のバランスや地域のニーズに合うよう工夫や見直しが必要と考えています。西鎌倉だよりについては、行政や地区社協、自治会からのおしらせなどの情報をお届けするとともに、地域のサークルや商業施設の紹介など、親しみやすい紙面となるよう心がけています。また、会報の発行にあたり、定期的に業者選定を見直すなど、発行にかかる費用の圧縮を図っています。

ご意見 18

並木通りの歩道が街路樹の成長により隆起して、ブロック等がバラバラになりつまづきや転倒の原因となり危ないので直してほしい。

ご意見 19

並木通りのクスの木の剪定を年1回以上していただきたい。一年中落葉するので掃除に困っています。枯れたくすの木は、これから他の樹木に返って欲しいと思います。

➡ 回答18、19

同主旨のご意見ですのでまとめて回答します。

並木通りは鎌倉市が管理する道路のため、自治会は歩道整備や植樹に関与しません。しかし、自治会では、意見や要望を集約したうえで、地域住民を代表する団体として、管理者に整備等の要望を提出することができます。管理者が対応することを確約はできませんが、同様のご要望がありましたら、自治会館のご意見箱に投書をお願いします。

ご意見 20

昔は名簿をいただいていた、家の名前が書かれた西鎌倉の地図をいただいていたのですが、個人情報を守るためと思いますが、近年はそういうものはいただいております。高齢の方などはブロック長の方のご住所が分からず表決書を出せない方も多くいらっしゃる可能性があります。私もブロックを歩るいてブロック長様がどちらにいらっしゃるか探して提出させていただこうと思っています。

➡ 回答 20

毎春に発行する総会特集に、地区長とブロック長の住所、氏名及び電話番号を掲載していますので、住所検索地図や電話等で所在をご確認ください。また、会員に配付する「西鎌倉1～4丁目・津地区明細地図(住宅地図)」は、地区のスポンサー並びに有志の方々による援助により業者(関東企画)が作成したものです。自治会で作成する計画はありません。

＊別紙2および付録資料1～3：「臨時総会議事録」原本にてご確認ください。

防災部より

西鎌倉自治会館にはAEDが設置されています。もしもの時に活用できるよう救命救急/AED講習会を行いました。

9月29日(日)西鎌倉自治会館にて午前10時より、鎌倉消防腰越出張所の隊員おふたりにご指導いただき、胸部圧迫を行うことができるマネキン、講習用AEDをつかい、実際に体験しながらの講習でした。自治会館管理人の皆さん、あいあいの会、福寿会、子ども会、地区長の皆さんから22名の方々が参加され、身体をつかい、声をだし真剣に取り組まれる様子は活気ある雰囲気講習会となりました。

皆さんのご感想は…「思っていたより難しくなかった」「勉強になり体験できてよかった」「AEDの使い方がわかって良かった」「実感がわいた」「見る聞くと、実際にやるのでは違うと思った」「体験があっても戸惑うので機会があれば何度でもやっておく事が大切だ」。私は救命救急の場面において、その場に居合わせた人々の協力が命を繋ぐのだと強く感じました。より多くの方々に体験していただけるようまた機会をつくりたいと思います。

● 7月下旬「西鎌倉住宅地夏まつり」にて、災害時の限られた状況下でも衛生的に調理できる「パッククッキング」を担当しました。今回はお米と水の他、具材・醤油かケチャップの2種類のうち好みの味を選び、小学生はもちろん小さいお子様もお米と水を自ら測り、耐熱性ポリ袋に入れ湯煎加熱する手前までの手順を体験してもらいました。鍋で加熱する事20分。美味しい炊き込みご飯ができました。

● 8月下旬、手広中学校生徒による「防災避難所運営学習」に参観。講話後生徒達が避難所内のレイアウトを考え、参観者も段ボールベッドの組立を体験しました。学習の最後、「日中大人は仕事で人数が少ない。夜先生方は帰宅後で直ぐ駆けつけられない。市職員は鍵は開けてくれるが校内を一番知っているのは君達だ。いざという時地域の力となってほしい」という校長先生の言葉に、生徒皆さんの眼差しが心強く感じられました。

(防災部理事 寒川勢津子)



▲救命救急/AED講習会の様子

防犯部より

● 家の防犯対策をしっかりとしましょう！！

今年の8月以降一都3県に連続強盗事件が7件ありました。

9/3は大船の質屋に強盗がはいり、10/9は所沢で高齢者夫婦住宅が襲われました。

闇バイトによる犯行と見られていますが最近はプロだけでなく素人の犯行も目立ちます。

強盗犯は「侵入し易い家」に入ります。

皆さんはどのような対策をされていらっしゃるでしょうか。対策の例をあげてみます。

- ① 施錠をしっかりとしましょう。
 - ② 人目に付きにくい家は狙われやすいです。庭木等で中がよく見えにくいと狙われます。
 - ③ 補助錠をつける。
 - ④ 窓ガラスに防犯シートを貼る。
 - ⑤ 電話に録音・警告機能をつける。
 - ⑥ 防犯カメラを設置する。
 - ⑦ カメラ付きのインターホンにする。
 - ⑧ センサーライトをつける。夜間照明をつける。
 - ⑨ 宅配ボックスを設置する。(配送業者と会わなくてすむ)
 - ⑩ ホームセキュリティーをつける。
- 等々があります。

防犯意識を地域の皆で共有し、西鎌倉住宅地自治会の人々が誰も犯罪にあわないようにしましょう。

安心安全の明るい街に！！

● 防犯講習会の開催について

毎年開催されています防犯講習会を今年も冬に開催する予定ですのでご参加をお願いします。

西鎌倉駐在さんの報告では今年の上半期の窃盗犯は自転車盗が4月に2件、8月に1件とのことでした。

自転車は鍵をかけて保管するように気をつけましょう。

幸いなことに重大事件は無かったようですが常に防犯意識をもっていることが重要と考えています。

また防犯パトロールはブロック長さんには臨機応変に実施をお願いしています。7,8月の猛暑日は避けて頂いたブロックもあるかと思えます。

秋になって良い季節になりましたので緑のタスキをもって、拍子木をもって近所の方とも誘い合ってブロック内のパトロールをお願いいたします。防犯パトロールは重要です。

防犯講習会ではこうした防犯対策のお話が聞けますので是非ともご参加くださいますようお願い致します。

日程場所等は決まりましたらご案内いたします。

(防犯部長 川出伊左男)

環境衛生部より

● クリーンデーの実施報告

今年度は皆様のご協力のもと令和6年6～9月まで計4回、並木通りの清掃活動を実施しました。誠にありがとうございました。

引き続き、並木通り周辺の方だけではなく多数のボランティアの方のご参加をお願いできればと思っています。皆さんで綺麗な街作りを目指していきましょう。

ご協力をよろしくお願いいたします。

● 令和6年10月から資源物とごみの分け方・出し方が変わりました

名越クリーンセンターは、老朽化により令和7年1月中旬に焼却を停止し、燃やすごみは、逗子市の焼却施設を中心に処理することになり、分別方法を逗子市に合わせる必要があることから令和6年10月1日から一部品目の分け方・出し方が変わりました。

詳しくは鎌倉市のホームページをご確認ください。



▲ 鎌倉市 HP
「令和6年(2024年)10月1日から資源物とごみの分け方・出し方が変わりました」

● クリーンステーション(ごみ集積所)について

クリーンステーション(ごみ集積所)は、そこを利用する方々で位置の決定をして、維持管理が行われています。

皆さんで購入された組立式ネットボックスについての買い替えや修理につきましては、そこをご利用されている方々にご対応いただいております。

(※ネットボックスの設置や維持管理に関して自治会は関与しておりません)

他の地域のクリーンステーション(ごみ集積所)にごみを出すことはできません。

ごみはルールを守って正しく出していただき、「ダメシール」が貼られた場合は持ち帰っていただくようお願いいたします。

詳しくは鎌倉市のホームページをご確認ください。



▲ 鎌倉市 HP
「クリーンステーション(ごみ集積所)について」

(環境衛生部長 大島一浩)

文化部より

「西鎌倉スポーツ振興会」主催の市民運動会が10月13日(日)に開催されました。

天候にも恵まれ、自治会対抗競技をはじめ各種目の応援にも熱が入りました。

西鎌倉住宅地からは125名の参加があり、幼児から高齢者まで交流を楽しみました。

ご参加、ご協力頂きました各会の皆様、ありがとうございました。(文化部 佐々木遊)



▲ おやつさがし



▲ 子ども徒競走



▲ 宝探し



▲ 輪投げ



▶ 対抗綱引き



▶ 大百足競争

広報部より

● ホームページ

編集サポートチームのご協力のもと回覧板情報やイベント情報を更新しています。情報やご提案等お寄せください。

● 掲示板と掲示コーナーについて

住宅地内5ヵ所ある掲示板ですが、スペースに限りがあるため、常にいっぱい状態です。なるべく多くの掲示物を貼ることができるように、皆様のご協力をお願いいたします。

ひとつの団体で同時に掲示できるのは、**A4サイズ(21×29.7 cm)**以下で、1枚まで、表面のみとなっていますので、厳守ください。

掲示期間は最長3ヵ月です。日程が確定している催しの場合は、日程終了日までとします。日程が確定していない掲示物の場合、貼り出した年月日を隅に記入してください。

自治会館管理委員長のご尽力で、自治会館がたいへんきれいになり、使いやすくなり

ました。壁面も整理していただきましたので、掲示板に貼り切れないチラシ、パンフレット等を掲示したり、閲覧できるコーナーを廊下壁面等に新設予定です。そちらも併せてご利用いただけますと幸いです。

● 『西鎌倉だより』

これまで「春夏号」・「臨時総会特集号」を発行いたしました。「秋号」のあとは「冬号」・「総会特集号」を発行予定です。

住民の皆様からのご寄稿、季節を感じる写真などの投稿も大歓迎です。以下のアドレスまでメールをお送りください。写真等は文字原稿に貼り付けずに、単体のファイル(JPGやTIFFファイルなど)でお送りください。

『西鎌倉だより』に対する感想等もお寄せいただけますと今後の参考になりますので、よろしくお願い申し上げます。

■ info.nishikamakura.report@gmail.com

(広報部長 藤沼優子)



自治会館管理委員会より

早いもので、今年度も残り半年となりました。夏季休館日の前後に毎日自治会館に通いつめて、終日修繕作業をしたせいで、ご利用の皆様には顔を覚えていただいたようです。近頃は気軽にお声をかけていただき、うれしく感じております。

さて、上半期は、1. 利用者の危険リスクに関する修繕を実施する、2. 自治会館の利用者のニーズに沿った環境整備を心掛け、修繕、備品の購入等を行う、という2つの事業計画と、自治会館の運営コスト削減に取り組んでまいりました。1.については年度当初の修繕計画を完了し、2.についても、いくつか（掲示用スペースの整備、厨房設備の磨き上げ、雨どいの落ち葉詰まり防止ネットの設置など）を残し、概ね終わったところです。今年度は、女性利用者の念願であった洋式トイレへの改修が完了しました。これからも、皆様からお寄せいただいたご要望に沿って、安全で使いやすい自治会館の環境整備を進めてまいります。下半期には、整備した環境を維持しやすい運用ルールや稼働率や会

館収入といった運営状況を可視化する仕組みの構築に注力したいと考えています。

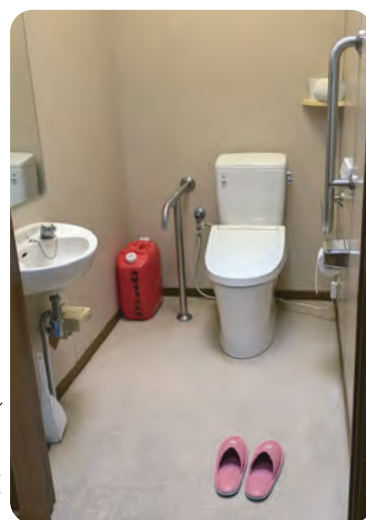
また、利用団体の代表者と自治会役員で構成される自治会館管理委員会で、自治会館の稼働率低下の原因について年度当初から検討を重ねた結果、地域住民の高齢化に伴い、徒歩や自転車でのアクセスが悪い坂の上の立地が最大の要因との結論に至りました。とはいえ、自治会館を別の土地に移設したり、住宅地内でくまなく利用できる無料ミニバス等の移動手段を導入したりするほどの予算は捻出できませんので、自家用車でのアクセスの障害となっている駐車場を拡張する計画に向けた調査に着手しました。これには自治会館の土地所有者である鎌倉市や駐車場が接する私道の所有者や利用する地区の皆様との調整や、電柱の移設など、単年度では難しい大規模改修となり、次年度に計画を持ち越します。着工は令和8年度以降になる見込みです。

(副会長／自治会館管理委員長 金川幸紀)



▲ 和式から洋式に改修した女性トイレ

▶ 洗浄機能付き便座に対応したリモコン付きトイレに改修したバリアフリートイレ(令和6年度予算では、洗浄機能付き便座は購入できませんでした)



西鎌倉福寿会

皆様方には、掲示板の「会報」でお馴染みの西鎌倉福寿会は創立して55年になります。会員の方には毎月「会報」をお配りして52年(10月で678号)になります。福寿会の世話人の方々が、会員の皆様をお訪ねして、「見守り」に意を使いながらお配りしているものです。

ご存じのように、自治会館で下の表のように4つの同好会活動をしています。

福寿会は鎌倉市老人クラブ連合会(通称みらいふる鎌倉)に所属しています。みらいふる鎌倉ではバス旅行、毎月のボッチャ・カフェ、地曳網、教養講座、グラウンドゴルフ大会、麻雀大会、カラオケ大会、芸能祭、女性部による各種講座等々盛りだくさんのイベントを開催して他クラブ会員の皆様とともに楽しんでおります。また、今年は創立60周年大会を11月14日(木)に13時から、きらら鎌倉にて開催致します。60周年式典、功労者表彰に続き、記念講演、落語会を催します。会員でない方も参加できますので、ご来場ください。

福寿会は〈明るく、楽しく、元気よく〉がモットーです。皆様のご参加をお待ちしています。

同好会活動(主として自治会館での活動)

	曜日	時間	連絡先
健康体操(やよい会)	第1, 2, 3 (月)	13:30~15:00	照屋(32-6235)
愛唱歌	第2 (火)	10:30~12:00	稲葉(32-0552)
太極拳	第2, 4 (水)	13:30~15:00	杉本(090-5807-6450)
かるた(百人一首)	第2 (土)	10:00~12:30	井上(31-7218)
バス旅行	年間随時	年5回位	古川(31-6395)

入会ご希望の方は、酒井(32-6904)、古川(31-6395)にご連絡下さい。

「にしこまサロン」

● 毎月第3金曜日13時~15時開催です。

今年度4月からのにしこまサロンはお誕生月の方々をお招きしてお誕生会を開いています。可愛い花鉢、手作りケーキ、おしゃべり、クイズ、ビンゴなどには女性軍が工夫してちょっとしたプレゼントを用意するなどして、楽しいひと時を過ごして頂いています。

サロンには自治会役員、西鎌倉社協、包括支援センター聖テレジア第2の皆さん方にご来賓としてご参加して頂き、広くご理解をお願いするとともに一緒に楽しんで頂いております。



▲ 誕生月の方々

西鎌倉四丁目すずめ公園清掃活動

● 第3日曜日午前9時~10時です。

西鎌倉福寿会では月1回約1時間、すずめ公園の清掃を行っています。手袋以外の用具は用意しております。



▶ 4丁目すずめ公園の清掃

(福寿会会長 森崎勝喜)

西鎌倉あいあいの会

西鎌倉住宅地の強み(?)と弱み(?)

● 第3回西鎌倉住宅地夏まつりと防災減災教室が開催されました
猛暑日が続く7月27日に、第3回夏まつりが自治会文化部の協力のもと、福寿会・子ども会・あいあいの会の共催で開催されました。かき氷屋さんが自治会所有のかき氷機で猛暑を吹き飛ばしてくれました。防災減災教室では子どもたちも防災クッキングを体験し、楽しい夏の1日を過ごしました。ご協力いただいた皆様に感謝いたします。



▲ 第6回西鎌倉住宅地防災減災教室

● 西鎌倉あいあいの会って、何をする会なの？

当自治会には近隣地域の他の自治会のように福祉部が設置されておらず、従来は西鎌倉たすけあいの会の活動がその役割を担ってきました。自治会の役員は単年度で交代になるため、地域の行事への参加に戸惑う役員の声もありました。そのような地域からのご意見をもとに、自治会運営経験者、民生児童委員、青少年指導員、福寿会、子ども会、地域福祉に関心がある人等が集まり自治会エリアで活動する諸団体のお手伝いが出来ればと、「西鎌倉あいあいの会」が発足しました。西鎌倉が暮らしやすい地域になるよう、あいあいの会が、様々な組織や住民間のハブの役割を担えたらと考えております。



▲ 防災クックパッキング

● 西鎌倉住宅地の強みって何だろう？

街区がきれいに整備され、各戸の植栽により緑が多い

公共交通機関(住宅地内のバス路線／徒歩圏内の湘南モノレール)を利用しやすく、藤沢や大船を経て都心への通勤・通学に便利

小中学校、幼稚園、日常の買い物をするスーパーなどが近くにある

地盤が固く、丘陵地なので、地震や津波の心配が少ない

新しく建てられた家屋が多く、地震発災時に家が倒壊する可能性が低い

地震発災時も自分の家にとどまることが出来る

近隣の他の自治会との連携に改善の余地がある

● 西鎌倉住宅地の弱みって何だろう？

宅地造成から60年以上経ち、居住者の高齢化が進んでいる

入居時期が異なるため、近隣での世代間交流やご近所付き合いが生まれにくい

大規模災害発災時には、消防車や救急車が入りにくい

県水道の供給源が片瀬山の貯水槽にあるため、水の供給に不安がある

大規模災害発災時には、住宅内で孤立する世帯が多いことが予想される

住宅地(自治会)内での安否確認の仕組みづくりができていない

地域の交流の場である自治会館が住宅地の端、しかも高台にある

自然災害が、いつ、どこで、起きるかはわかりません。日頃からの地域やご近所付き合いを大切にして、西鎌倉に住む一人ひとりが、災害を「わがこと」として捉えることが大切です。

(西鎌倉あいあいの会代表 樽井彰子)

たすけあいサロン

いつまでも続いた残暑にやっと秋の気配が感じられる様になりました。サロンは第一金曜日に開催されており、地域の皆様が気楽に集える場になるよう努めております。

毎回サロンの始めは藤原さんのリードで恒例となりました脳トレ体操、最後は藤原さんが丹精こめて育てられたお花がジャンケンの勝者にプレゼントされます。

6月

林様が懐かしい映画音楽の数々(ムーンリバー、シェルプールの雨傘、虹の彼方に、黒いオルフェ等)をフルートで演奏して下さいました。

それぞれの楽曲の説明もあり、より理解が深まった感が致しました。優しく柔らかなフルートの音色に皆様耳を傾けられ、非日常の優雅な時間を過ごせたと思いました。



7月

フラワーアレンジメント

梅雨の晴れ間で暑さ厳しい中多くの方にいらして頂き、お花を通して楽しい時間を過ごす事ができました。同じお花を使っても各々個性豊かなアレンジができ、お家に帰ってお部屋やテーブルに飾って素敵な空間を演出して楽しまれたのではないのでしょうか。



8月

お休み

9月

厳しい残暑の中沢山の方にお集まり頂き感謝申し上げます。

広町にお住まいのせき様の素晴らしいギター演奏と、曲の説明を含めたお話しに耳を傾けた後、ギター伴奏に合わせて皆様と一緒に歌ったり2時間があっという間に過ぎ、楽しい一時を過ごしました。



今後の予定

10月 丹田呼吸法

11月 朗読(西鎌倉朗読を楽しむ会)

12月 シャーリーダンス

「たすけあいサロン」について

来年度は今までのようなサロンを開催することが大変困難な状況になってきました。担い手一同検討中です。

「ふらっとカフェ鎌倉」

フードパントリーの支援を続けています

寄付していただきたい物:

賞味期限が1か月以上の未開封のもの、缶詰、乾麺、調味料、根菜、米、日用品、寄附など

自治会館のキッチンに箱が置いてあります



西鎌倉住宅地子ども会

子ども会活動へのご理解とご協力をありがとうございます。

春から入会者も増え、現在の西鎌倉子ども会の会員数は81名となりました。

今年度も会費は無料です。少しでも子どもたちが楽しめるイベントを安全に実施できることを第一に考えて行っています。

6月15日(土)

ホテル観賞会(西鎌倉住宅地自治会・あいあいの会共催)

恒例のホテル観賞会に参加させていただきました。直前まで天候が心配されましたが、広町緑地に輝くホテルを見て子ども達も感動しておりました。

7月27日(土)

夏祭り&防災イベント(あいあいの会・福寿会・子ども会共催)

スーパーボールすくい、駄菓子の販売や飲み物の配布などを行いました。数年ぶりにお披露目となるお神輿とフォトプロップを持って写真を撮る姿もありました。

防災コーナーの一環として行ったバッククッキングや消火器体験は子ども達も楽しみながら防災に触れることができました。



6月30日(日)

地引網体験(手広子ども会主催)

手広子ども会主催の地引網に参加させて頂きました。

29日が荒天のため30日に延期開催となりましたが、残念ながら

ながら強風により現地中止となってしまいました。地引網体験は出来ませんでしたが、パン食い競争を楽しみ、解散後も海で遊ぶ様子もあり夏のよい思い出となりました。



2024年度のイベントスケジュール

10月13日(日) 西鎌倉地区市民運動会

10月20日(日) ハロウィンイベント

12月15日(日) 予定 クリスマスイベント



3月予定

卒業・進級祝いイベント

【お願い】

アルミ缶の回収にご協力をお願い致します。

いつもアルミ缶の回収にご協力いただきありがとうございます。

子ども会ではアルミ缶回収で得た資金をもとに、西鎌倉住宅地の子どもたちの健全な成長のための活動を行っています。

アルミ缶(スチール缶は対象外)を土曜日の朝8時半までに透明のビニール袋に入れて、クリーンステーションへお出し下さい。

1



〒248-0035

鎌倉市西鎌倉1-2-1

TEL 0467-32-4400

Lunch / 11:30-15:30 Lo 14:00

Dinner / 平日 18:00-23:00 Lo 21:00

土日祝 17:30-23:00 Lo 21:00 定休日/木・第3水

2

どこの医療機関の
処方せんも受け付けます。
地域の皆様に
役立つ薬局を目指します。

し か ま
に 薬 局

西鎌倉入口バス停前

西鎌倉1-2-3

TEL 38-1240

3

酒類・食料品・白灯油

株式
会社 入船酒店

TEL (32) 6539

西鎌倉1-2-8

4

にしかま耳鼻咽喉科診療所

受付時間 午前 / 7:30~11:00

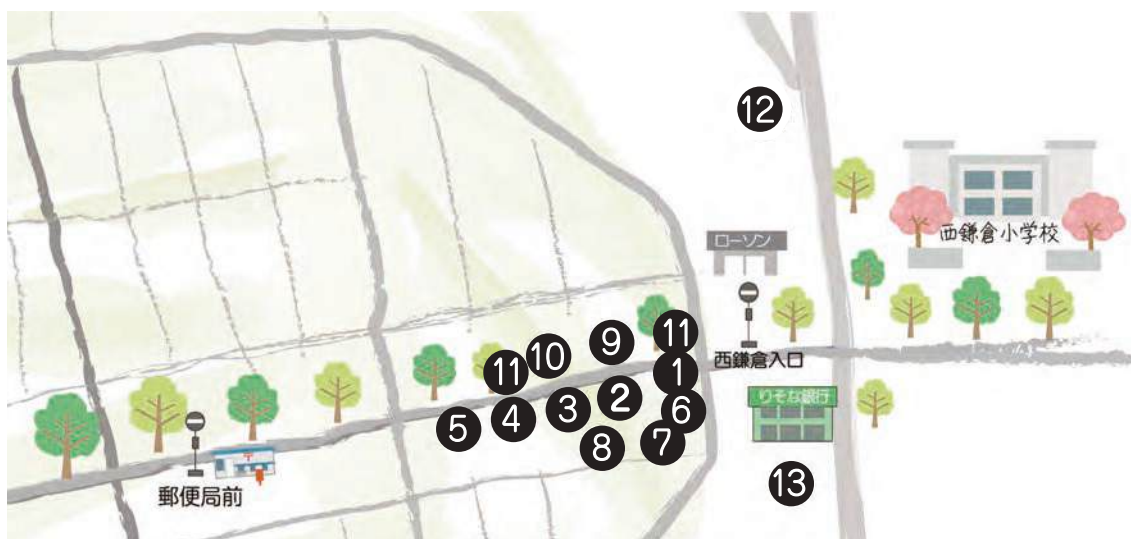
午後 / 15:00~17:00

休診日 火曜・土曜午後・日曜・祝日

〒248-0035

鎌倉市西鎌倉1-2-10

TEL 0467-38-1633 FAX 0467-38-1634



5

ハンド・アンド・サム治療院



西鎌倉 1-2-11-1F
0467-33-2836
(年中無休)

handthumb.com

マッサージ・はり・灸
保険訪問・在宅リハ
交通事故対応可能

12

パーソナルトレーニング鎌倉ジム



手広 5-6-4
(バーミヤン並び)
090-8512-5836
(トレーナー直通)

kamakuragym.com

見学・相談無料・完全貸切
入会金0円・都度払い
初心者・老若男女歓迎

6

SCENT OF BREAD



Kubayashi

北海道産小麦のみ使用

Open 8:30-18:00 / Closed Wed.&Thu.
0467-33-5083 西鎌倉1-2-1熊野ビル1B

7

週刊文春・プレジデント・ダイヤモンドで名医選定

西鎌倉谷野眼科

☎ 32-6009

りそな銀行裏 駐車場 8台

www.taninoganka.com

受付 9:15~11:30 2:00~5:30
(月・金の午後が空いています)

休診 木・土午後・日・祝

休診情報



8

東京海上日動火災保険 代理店

東京海上日動パートナーズTOKIO

神奈川支店 (担当 森本)

◆火災保険 ◆自動車保険 ◆生命保険

鎌倉市西鎌倉1-2-18

電話 0467-32-6101

9



米粉シフォンケーキ

おさら工房

KAMAKURA NISHIKAMAKURA

「そのままおいしい ふわふわおやつ」
米粉のシフォンケーキ 自販機で販売しています

西鎌倉2-2-4 TEL080-9054-2312

製造定休日:水・日 完売次第終了ですが
自販機では定休日にかかわらず24時間販売
しています。詳しくはHPをご覧ください➡



10

和菓子処 茶の子

西鎌倉二の二の七
(三三) 七五五三

親しい方への贈り物に
茶の子の和菓子
ときわ まつぐさ
常盤・松毬・むしどらやき

13

ケーキとお菓子のお店

PÂTISSERIE FRANCAISE
les choux

西鎌倉 レ・シュー

〒248-0035 鎌倉市西鎌倉1-1-10

TEL 0467-31-5288

OPEN 10:00~18:00

定休日：水曜日・第2/第4火曜日

※変更となる場合もございます

<https://www.leschoux.co.jp>



11



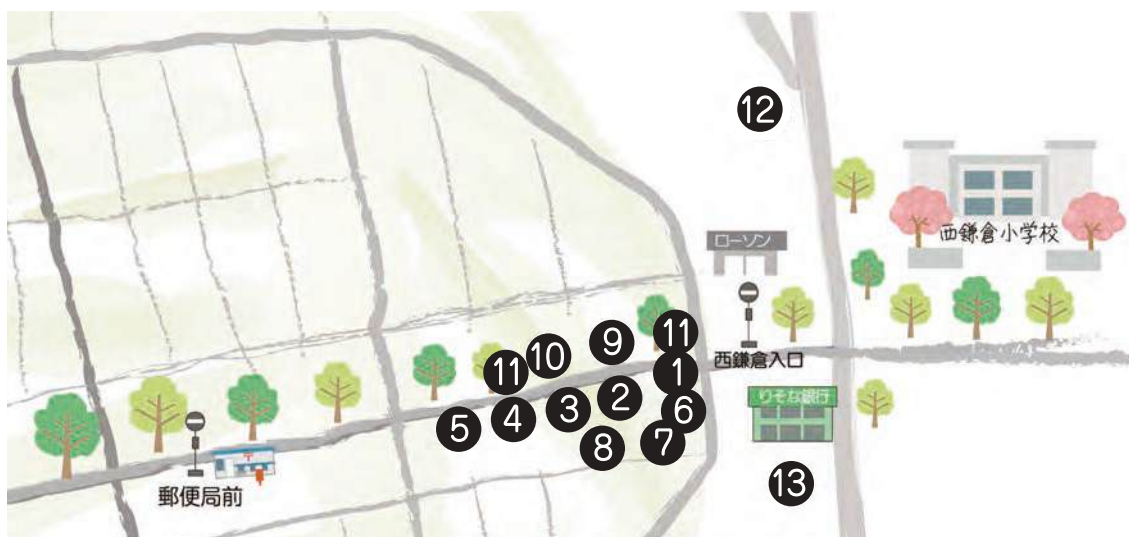
■西鎌倉店 鎌倉市西鎌倉2-2-1
(月曜定休) 0467-31-3341

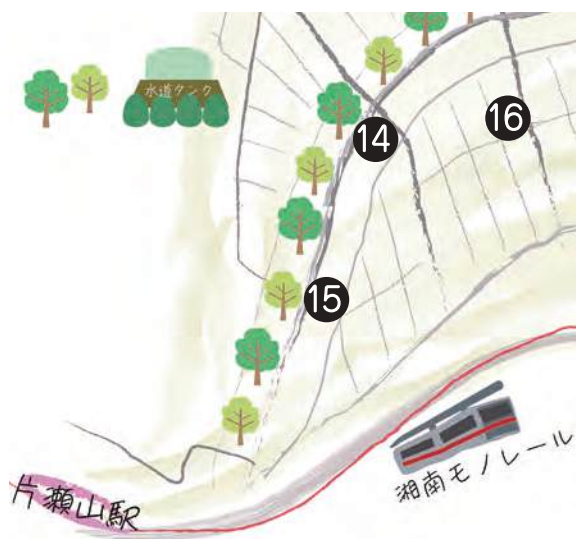
■おそう菜店 鎌倉市西鎌倉2-2-9
(日曜定休) 0467-33-1224

Original Food

PINY

パンのあるおいしい生活





14

うなぎ



みうら

西鎌倉3-3-1 ☎ 32-3215

定休日:月曜日(但し祭日の場合は営業致します)

15



安らぎの時間をお過ごしください
HairSalon-TakeDaは西鎌倉並木通りにあるBarberShopです

OPEN 9:00-19:00 (土・日・祝は18時終了)

CLOSE 毎週火曜日/第2・第3・第5月曜日

《ご予約はお電話またはホームページからお申し込みください》



☎ 0467-31-7447  <http://hairsalon-takeda.com>

16

私たちはあなたのための椅子を用意しています

高齢者の方の心と身体を大切にしています
お困りのことがありましたら お気軽にご相談ください



デイ・西かま かまくら在宅生活相談センター
NPO法人 かまくら在宅生活相談センター
デイサービス事業/ケアプラン作成事業/在宅生活相談

住所: 西鎌倉3-10-7
TEL 38-1158 FAX 38-1159

17

モノレール西鎌倉駅から徒歩すぐ
レンタルスペース 中国茶喫茶・販売

茶風 ちゃふう

TEL FAX 0467-32-8161

<http://www.chafu.com>

火曜日・水曜日定休

時間貸しのお部屋があります
打ち合わせやサークルにご利用下さい

18

快適生活のビッグチェーン

ベンリー西鎌倉店



暮らしの困った解決!

Benry
TOTAL CONVENIENCE SERVICE

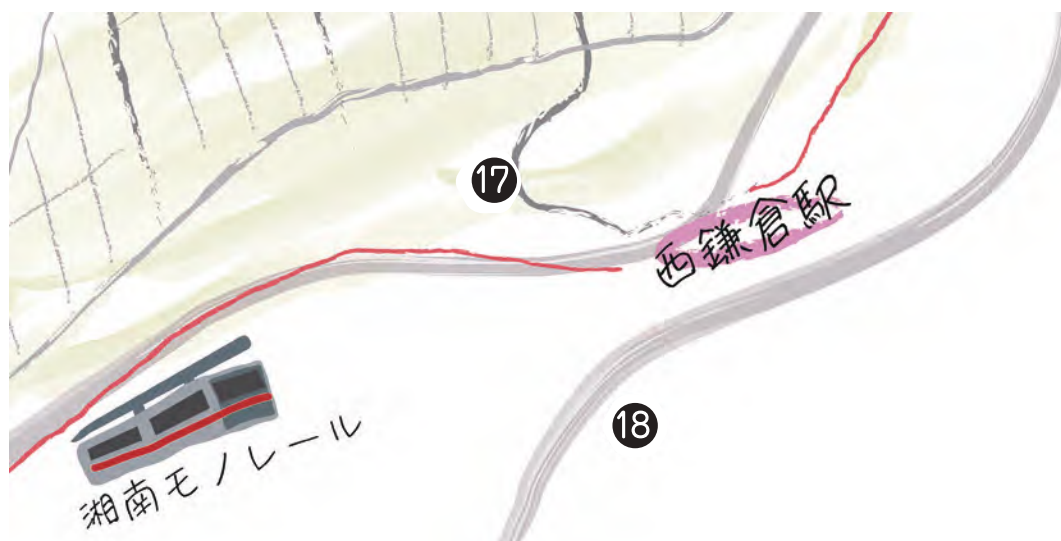
鎌倉市津890-1

通話 0120-311-678

TEL 0467-33-3917 FAX 0467-33-3918

ベンリー西鎌倉店
<http://westkamakura.benry.com/>

ベンリーは信頼と実績の全国チェーンです。



19

安心・安全・快適な住まい造り

をテーマにみなさまの

お手伝いをさせていただきます。

どんな事でも、気軽にご相談下さい!

株式会社 松長工務店

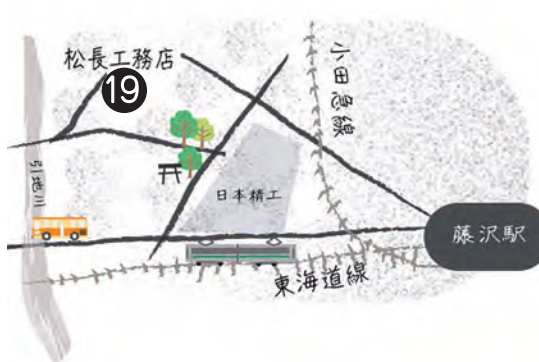
〒251-0021 藤沢市鵠沼神明3-9-16

TEL 0466-26-6511

FAX 0466-26-6513

E-mail: from-m@jcom.home.ne.jp

Since 1961



目次

副会長挨拶	2
臨時総会報告	4
防災部より	14
防犯部より	15
環境衛生部より	16
文化部より	17
広報部より	18
自治会館管理委員会より	19
西鎌倉福寿会	20
西鎌倉あいあいの会	21
たすけあいサロン	22
西鎌倉住宅地子ども会	23

Photo © Yukinori Kanekawa



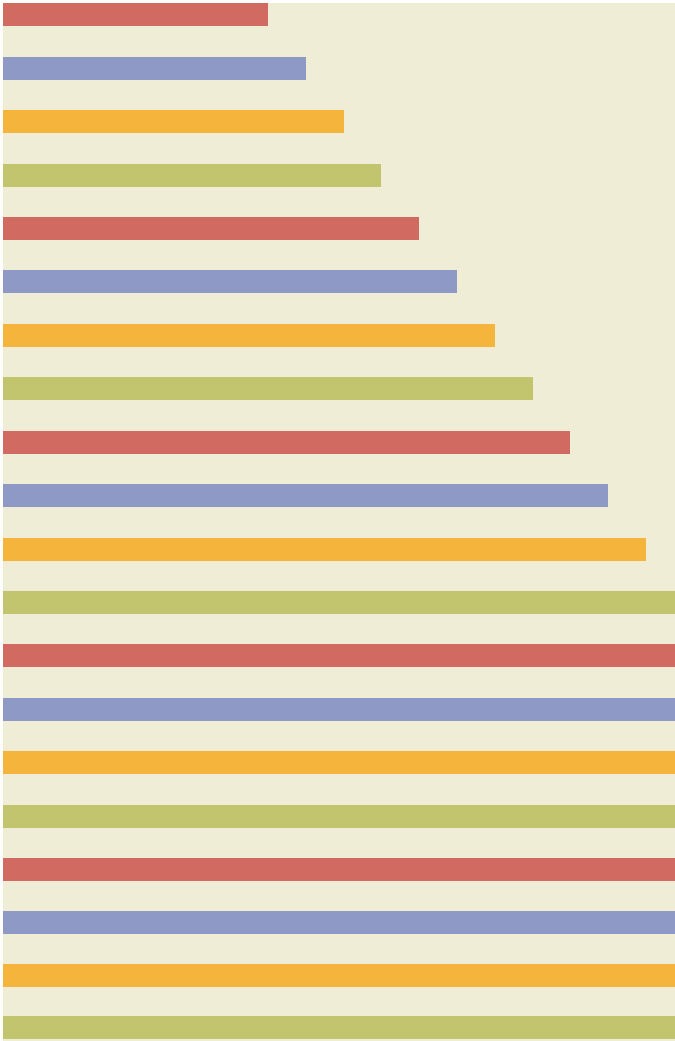
編集後記

「臨時総会特集号」、「秋号」と慌しく制作することになりましたが、自治会役員の仕事や『西鎌倉だより』の編集作業は学びの連続でした。皆様のご協力、特に広報部理事の浅石さん、高橋さんのサ

ポートに感謝いたします。ご感想などお寄せいただけますと励みになります。また写真・イラストなど大歓迎です。今回金川副会長より素敵な写真のご提供がありました。 広報部長 藤沼優子







西鎌倉だより 秋

NISHI-KAMAKURA AUTUMN REPORTS 2024

西鎌倉住宅地自治会報 第453号

発行日：
令和6年11月10日

編集人：
広報部長 藤沼優子

発行人：
副会長 大野史樹

印刷所：
株式会社 プリントパック

西鎌倉自治会館 ☎ 31 - 7347